

令和6年1月（第1回）光市教育委員会会議の要旨

1 開催日時

令和6年1月25日（木） 午後2時00分～午後3時15分

2 場 所

教育委員会事務局 1階ホール

3 出席者

伊藤教育長、寺崎委員、平岡委員、岩佐委員

4 事務局

升教育部長、原田学校教育課長兼部活動改革推進室長、田中学校教育課主幹、国広文化・社会教育課長兼人権教育課長、三好スポーツ推進課長、眞嶋図書館長、高橋学校給食センター所長、吉永教育総務課長、秋友教育総務課経理係長

5 教育長報告

- (1) 家庭教育支援チームの活動に係る文部科学大臣表彰の受賞について
- (2) 令和6年光市はたちの集いの開催について
- (3) 大谷翔平選手からのグローブの寄贈について
- (4) 令和6年度中学生等海外派遣事業について

6 議 事

(1) 議案及び報告

ア 報告第1号 光市立学校設置条例の一部改正について

(ア) 概 要

光市立学校設置条例の一部改正について事務局より報告。

(イ) 内 容

令和6年度をもって、塩田小、三輪小、岩田小、東荷小を廃止し、令和7年4月1日から新たに大和小を設置することに伴い、所要の改正を行ったことを報告するもの。

イ 報告第2号 光市文化センターの指定管理者の指定について

(ア) 概 要

現在の指定管理期間が令和6年3月31日で満了することに伴い、令和6年4月1日から令和9年3月31日の期間において、新たに指定管理者として「公益財団法人光市文化振興財団」を指定したことについて、事務局より報告。

(イ) 内 容

概要のとおり。

ウ 報告第3号 光ふるさと郷土館の指定管理者の指定について

(ア) 概 要

現在の指定管理期間が令和6年3月31日で満了することに伴い、令和6年4月1

日から令和9年3月31日の期間において、新たに指定管理者として「公益財団法人光市文化振興財団」を指定したことについて、事務局より報告。

(イ) 内 容

概要のとおり。

(ウ) 主な意見や質疑

① 意 見

今後の為替変動や燃料費の高騰等により、契約額で指定管理者が対応することが困難となった場合はどのような対応となるのか。

② 回 答

そういった事態が発生した場合は協議することができるという内容で協定書を締結する予定であり、万一の事態には協議の申し入れがあるものと考えている。

エ 報告第4号 光市総合体育館、光スポーツ公園及び大和総合運動公園の指定管理者の指定について

(ア) 概 要

現在の指定管理期間が令和6年3月31日で満了することに伴い、令和6年4月1日から令和11年3月31日の期間において、新たに指定管理者として「公益財団法人光市スポーツ振興会」を指定したことについて、事務局より報告。

(イ) 内 容

概要のとおり。

オ 報告第5号 光市勤労者体育センターの指定管理者の指定について

(ア) 概 要

現在の指定管理期間が令和6年3月31日で満了することに伴い、令和6年4月1日から令和11年3月31日の期間において、新たに指定管理者として「特定非営利活動法人ひかりクラブ」を指定したことについて、事務局より報告。

(イ) 内 容

概要のとおり。

カ 報告第6号 光市身体障害者体育施設の指定管理者の指定について

(ア) 概 要

現在の指定管理期間が令和6年3月31日で満了することに伴い、令和6年4月1日から令和11年3月31日の期間において、新たに指定管理者として「企業組合ワーカーズコープ山口」を指定したことについて、事務局より報告。

(イ) 内 容

概要のとおり。

キ 報告第7号 令和5年度光市一般会計補正予算（第9号）について

(ア) 概 要

令和5年第6回光市議会定例会において、教育費の補正予算が可決された内容について、事務局より報告。

(イ) 内 容

概要のとおり。

ク 報告第8号 光市青少年問題協議会委員の委嘱について

(ア) 概 要

光市青少年問題協議会条例の規定に基づき、光市青少年問題協議会委員が委嘱されたことについて、事務局より報告。

(イ) 内 容

光市青少年問題協議会条例第4条の規定に基づき、委嘱されていた委員のうち1名の委員に変更が生じたことから、前任者の在任期間について、後任者の委員が委嘱されたことについて報告するもの。

ケ 報告第9号 光市社会教育委員の委嘱について

(ア) 概 要

光市社会教育委員に関する条例の規定に基づき、光市社会教育委員が委嘱されたことについて、事務局より報告。

(イ) 内 容

光市社会教育委員に関する条例第3条の規定に基づき、委嘱されていた委員のうち1名の委員に変更が生じたことから、前任者の在任期間について、後任者の委員が委嘱されたことについて報告するもの。

コ 報告第10号 光市青少年センターの設置に関する規則の一部改正について

(ア) 概 要

光市青少年センターの設置に関する規則の一部改正について事務局より報告。

(イ) 内 容

職員の勤務時間について、所要の改正を行ったことを報告するもの。

(ウ) 主な意見や質疑

① 意 見

改正内容は勤務時間の変更だが、これは時代や環境の変化に合わせるという非常に大切な対応。また、相談窓口へのアクセス手段が増えるのは大切なことで、これからも時代や環境の変化に合わせた対応を続けていただきたい。

サ 報告第11号 区域外就学の承認について

(ア) 概 要

区域外就学の承認について、事務局より報告。

(イ) 内容

区域外就学の協議及び申請のあった7件を承認したことについて報告するもの。

(ウ) 主な意見や質疑

① 意見

中学校部活動の地域移行に伴い、部活動の選択に伴う区域外就学への対応はどうなるのか。

② 回答

部活動の選択に伴う区域外就学は、中学校での部活動が終了する令和8年度までは引き続き認められるものと考えている。